

第 5 7 号議案

桶川市部設置条例の一部を改正する条例

桶川市部設置条例（平成 9 年桶川市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項及び号に対応する改正前の欄の項及び号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項及び号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p style="text-align: center;"><b><u>市民生活部</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>健康福祉部</u></b></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>企画財政部</p> <p style="text-align: center;"><b><u>(5)</u></b> 略</p> <p style="text-align: center;"><b><u>(6)</u></b> 略</p> <p>総務部</p> <p style="text-align: center;"><b><u>(7)</u></b> 市税の賦課徴収に関すること。</p> <p style="text-align: center;"><b><u>(8)</u></b> 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p style="text-align: center;"><b><u>環境経済部</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>福祉部</u></b></p> <p style="text-align: center;"><b><u>健康推進部</u></b></p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>企画財政部</p> <p style="text-align: center;"><b><u>(5)</u></b> 市税の賦課徴収に関すること。</p> <p style="text-align: center;"><b><u>(6)</u></b> 略</p> <p style="text-align: center;"><b><u>(7)</u></b> 略</p> <p>総務部</p> <p style="text-align: center;"><b><u>(7)</u></b> 略</p>

(9) 略

**市民生活部**

(1) 文化振興及び市民自治に関する  
こと。

(2) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登  
録に関すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

**健康福祉部**

(1) **保健衛生及び国民健康保険**に関  
すること。

(2) **社会福祉**に関すること。

(3) **社会保障**に関すること。

(4) 略

(8) 市民自治に関すること。

(9) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登  
録に関すること。

(10) 略

**環境経済部**

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

**福祉部**

(1) 地域福祉に関すること。

(2) 生活保護に関すること。

(3) 障害福祉に関すること。

(4) 児童福祉に関すること。

**健康推進部**

(1) 高齢者福祉に関すること。

(2) **介護保険**に関すること。

(3) **国民健康保険**に関すること。

(4) **後期高齢者医療**に関すること。

(5) 略

(6) 保健衛生に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(桶川市消防委員会条例の一部改正)

2 桶川市消防委員会条例（昭和43年桶川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>市民生活部安心安全課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>消防行政主管課</u> において処理する。

(桶川市商工振興委員会条例の一部改正)

3 桶川市商工振興委員会条例（昭和47年桶川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>市民生活部産業観光課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>商工振興主管課</u> において処理する。

(桶川市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部改正)

4 桶川市予防接種健康被害調査委員会設置条例（昭和54年桶川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>健康福祉部健康増進課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>予防接種主管課</u> において処理する。

(桶川市国民保護協議会条例の一部改正)

5 桶川市国民保護協議会条例（平成18年桶川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(庶務) 第5条 協議会の庶務は、 <u>市民生活部安心安全課</u> において処理する。	(庶務) 第5条 協議会の庶務は、 <u>国民保護主管課</u> において処理する。

令和3年12月9日提出

桶川市長 小野克典

#### 提案理由

健康福祉部の分割等所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。